

## 「トランジション —TRANSITION 変額個人年金—」の ご検討にあたっての留意事項

### 投資リスクについて

この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の年金額、死亡給付金額、解約払戻金額等が増減します。特別勘定は、国内外の株式・債券等を実質投資対象とするため、特別勘定の資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあります。「株価の下落」、「債券価格の下落」、「為替変動」等によりお受け取りになる年金の合計額、解約払戻金額等が払込保険料(一時払保険料)を下回り、損失が生じる可能性があります。選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなります。これらの投資リスクは、変額個人年金保険をご契約のお客さまが負うこととなります。

### お客さまにご負担いただく費用について

お客さまにご負担いただく費用です。詳細につきましては、ご契約商品の「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」もあわせてご参照ください。

#### ● 契約時の契約初期費用

一時払保険料に対して4%を特別勘定への繰入前に控除します。

#### ● 保険契約関連費用

据置期間中の費用および年金受取期間中の積立金額に対して年率1.5%を日割りで控除します。

#### ● 運用関連費用

投資信託の信託報酬について特別勘定の運用にかかる費用として特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して年率 0.315～0.85575%(消費税込み)を日割りで控除します。

信託報酬以外でお客さまにご負担いただく手数料は信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映されることとなります。

したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。なお、運用関連費用は運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

この保険にかかる費用の合計額は「契約初期費用」「保険契約関連費用(主契約)」「運用関連費用」となります。

- 解約、一部解約する際にかかる費用  
ご契約から3年未満の「解約」「一部解約」に際し、解約控除の対象となる額に対して、経過年数に応じ2.0%～1.0%を控除します。
- 年金一括受取する際にかかる費用  
ご契約から3年未満の「年金一括受取」に際し、年金一括受取控除の対象となる額に対して、経過年数に応じ1.5%～1.0%を控除します。
- 年金額8割保証特約を付加した場合および年金額9割保証特約を付加した場合の費用  
年金額を保証するための費用として年金支払開始日以後、主契約の保険契約関連費用と併せて、積立金額に対して年率0.6%を日割りで控除します。
- 年金管理費  
定額年金払移行後特約を付加した場合に、特約年金支払日に積立金から特約年金額の1%を控除します。なお、定額年金払への移行後は、保険契約関連費用および運用関連費用は発生しません。

#### お客さまの不利益となる保険契約に関する重要事項について

- 将来お支払する年金の原資と、毎年の年金額に最低保証はありません。
- 解約払戻金額に最低保証はありません。
- 定額年金払への移行をされた場合の年金額は基礎率(移行日時点での予定利率、予定死亡率等)等に基づいて、移行日時点で計算されます。
- 第1回の年金額が5万円に満たない場合は、年金のお支払いを行わず、ご契約は年金支払開始日前日の満了時に消滅したものとします。この場合、年金支払開始日前日における積立金額をご契約者にお支払いします。

※このニュースリリースに記載されている保険商品の情報は、当該商品の概要を説明したものです。詳しくは「パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

2006年11月27日

# マスミュージュアル生命、変額個人年金市場へ新規参入 三井住友銀行を通じ変額個人年金を新発売

販売名称：『トランジション (TRANSITION\*1)』

マスミュージュアル生命保険株式会社(本社：東京都江東区、代表取締役社長：平野 秀三)では、この度、株式会社三井住友銀行(本店：東京都千代田区、頭取：奥 正之)と個人年金保険の販売業務に関する代理店委託契約を締結し、2006年12月1日より、マスミュージュアル生命としては初めてとなる変額個人年金「トランジション」の販売を、同行の本支店を通じて開始します。今回の三井住友銀行との業務提携と変額個人年金の発売は、マスミュージュアル生命にとって新たなフェーズへの移行をもたらすものとなります。

\*1. TRANSITION=移行、移り変わり

今回発売する「トランジション」は、年金受取期間中におけるインフレリスクにも対応できるよう、据置期間中だけでなく、年金受取期間中においても特別勘定での運用\*1を行なう変額個人年金です。

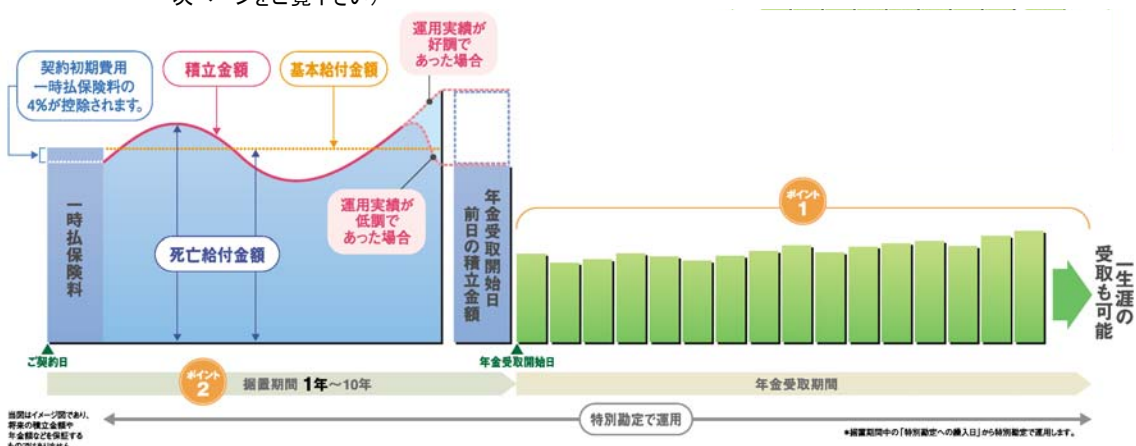


すぐに年金を受取りたい場合には、据置期間を最短で1年とすることができます。また、年金額は、特別勘定のユニット価格等を用いて計算しますので毎年変動しますが、年金額フロア保証の特約\*2を付加すれば、2年目以降の年金の下限額として、1年目の年金額の8割または9割が保証されます。

尚、この変額個人年金にはクーリング・オフ制度が適用されます。

- \*1. 「トランジション」は、据置期間中の保険料の特別勘定への繰入日から年金受取開始日前日までの期間および年金受取開始日以後の期間において、積立金を特別勘定で運用します。
- \*2. 年金額フロア保証の特約は、「年金額8割保証特約」および「年金額9割保証特約」の総称です。詳しくは、次ページをご覧ください。

- ポイント
- ①年金受取期間中も特別勘定で運用を行ないます。
  - ②最短で「ご契約の1年後」から、年金を受取ることができます。
  - ③年金額フロア保証の特約を付加することにより、保証年金額を設定できます。(詳しくは、次ページをご覧ください)

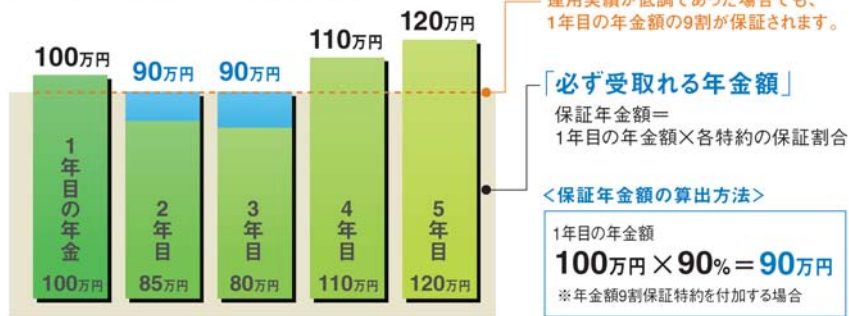


## ○ 年金額フロア保証の特約について

年金額フロア保証の特約を付加することにより、保証年金額を設定することができます。「年金額 8割保証特約」と「年金額 9割保証特約」の 2 種類があり、運用実績が低調であった場合でも、1年目の年金額の「8割」または「9割」が保証されます。

### 年金額のイメージ図

(例) 年金額9割保証特約を付加した場合



2年目以降の保証年金額は、1年目の年金額の「8割」または「9割」のどちらかになります。特約ごとに運用方法が異なります。

特約の種類	年金額8割保証特約	年金額9割保証特約
特別勘定 (年金受取開始日以後)	バランス50	バランス25
保証年金額	1年目の年金額の8割が2年目以降の年金における保証年金額となります。	1年目の年金額の9割が2年目以降の年金における保証年金額となります。

※年金額フロア保証の特約は、一時払保険料に対して8割または9割のお支払いを保証する特約ではありません。

## ○ 年金の受取方法

お客様のライフプランに合わせて年金受取の期間および分割受取回数を設定できます。年金の種類は「特別勘定終身年金(年金ユニット数保証期間型)」と「特別勘定年金(年金ユニット数確定型)」の 2 種類、1年分の年金額を定額に分割する年金分割受取回数は「年 12 回払」、「年 6 回払」、「年 4 回払」、「年 2 回払」の 4 タイプから選択することができます。

### 年金種類



年金受取開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金ユニット数を用いて当社の定めるところにより計算した金額を年金としてお受けいただけます。また、保証期間中に被保険者が亡くなられたときでも保証期間終了時まで継続して年金をお受けいただけます。

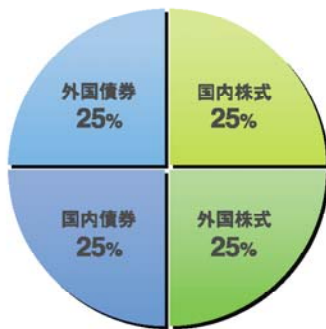


年金受取期間中、年金ユニット数を用いて当社の定めるところにより計算した金額を年金としてお受けいただけます。

## ○ 特別勘定での運用

期待する運用成果に応じて、2つの特別勘定から選択することができます。国内株式・国内債券・外国株式・外国債券をバランスよく組み合わせ、各インデックスに連動した分散投資を行ないます。また、2つの特別勘定を組み合わせることや積立金の移転(スイッチング)が可能です\*。スイッチングは、1保険年度において15回まで行なうことができ、その際に費用はかかりません。

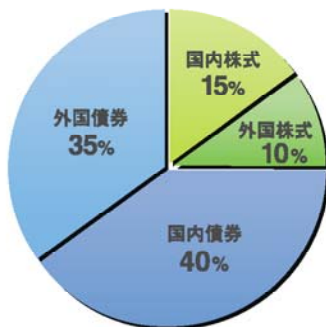
\*ただし年金額フロア保証の特約を付加する場合、年金受取開始日以後の積立金の移転および特別勘定の複数選択はお取り扱いできません。



高い収益を求め積極的に運用したい方へ

### バランス50

- 主に利用する投資信託：SMAM・インデックス・バランスVA50
- 運用関連費用：年率0.315%程度(消費税込み)
- 運用会社：三井住友アセットマネジメント株式会社



リスクを抑え安定した収益を求める方へ

### バランス25

- 主に利用する投資信託：SMAM・インデックス・バランスVA25
- 運用関連費用：年率0.315%程度(消費税込み)
- 運用会社：三井住友アセットマネジメント株式会社

## ○ 定額年金払への移行

定額年金払移行特則を適用することによって、定額年金払に移行して年金額を確定することができます。

定額年金払への移行には「申出移行」と「自動移行」があります。申出移行の場合には、契約日から3年経過以降であれば据置期間中、年金受取期間中を問わず定額年金払への移行が可能です。一方、自動移行の場合には、契約時に基本給付金額に対する積立金の増加割合を設定し、契約日から3年経過以降の据置期間中に、あらかじめ設定した増加割合に到達した場合には自動的に定額年金払へ移行します。積立金の増加割合は、120%、130%、140%、150%の中から選択できます。尚、自動移行は契約時のみ設定が可能で、据置期間は4年以上が必要となります。

○ お取扱いについて	
項目	取扱条件
契約年齢	0～75歳(被保険者の満年齢)
基本給付金額 (一時払保険料)	500万円～5億円(1万円単位) ※マスミューチュアル生命で変額個人年金のご契約がある場合は、 合算して5億円を超えることができません。
据置期間	1～10年
年金受取開始年齢	特別勘定終身年金:40～80歳／特別勘定年金:1～80歳 (年金ユニット数保証期間型) (年金ユニット数確定型)
年金の種類と 保証期間 または年金受取期間	特別勘定終身年金 (年金ユニット数保証期間型) ▶ <保証期間> 10年・20年・30年・40年
	特別勘定年金 (年金ユニット数確定型) ▶ <年金受取期間> 20年・30年・40年
基本給付金額の 増額	取扱なし
解約控除率	基本給付金額に対する解約控除率 1年未満 2.0%/1年以上2年未満 1.5%/2年以上3年未満 1.0% ※ご契約日から解約計算基準日までの経過年数により異なります。
契約者配当金	なし
契約者貸付	取扱なし
クーリング・オフ制度	保険契約の申込者またはご契約者は、「重要事項のお知らせ(注意喚起情報を含む)」の交付日または保険契約の申込日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば、書面によりその保険契約のお申込みの撤回または解除をすることができます。お手続きの方法等につきましては「重要事項のお知らせ(注意喚起情報を含む)」をご覧ください。
保険料の 特別勘定への 繰入れ	当社は、一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を、ご契約の申込日からその日を含めて9日経過直後の営業日の翌日に特別勘定へ繰入れます。ただし、ご契約日がご契約の申込日からその日を含めて9日経過直後の営業日以後となる場合には、ご契約日の翌営業日の翌日に特別勘定へ繰入れます。 *ご契約日とはお申込みを承諾した日(ご契約のお申込みおよび一時払保険料相当額のいずれもを保険会社が受付けた日)となります。

<年金受取開始日のご変更について>

ご契約日から年金受取開始日までの期間が10年(上限80歳)を超えない範囲でご変更いただけます。

# マスミューチュアル生命について

## MassMutual Life Insurance Company

「マスミューチュアル生命」は、米国総合金融グループ「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」の一員です。1907年営業開始、2006年3月末現在の総資産は5,888億円です。

### 格付けについて

当社はスタンダード&プアーズ社(S&P)より保険財務力格付けにおいて「AA-」の評価を受けています。

**AA-**

保険財務力格付け  
スタンダード&プアーズ社

※格付けは2006年10月末現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。また、格付けは格付機関の意見であり、保険金支払などについて格付機関が保証を行なうものではありません。

マスミューチュアル生命の URL: [www.massmutual.co.jp](http://www.massmutual.co.jp)

### マスミューチュアル・フィナンシャル・グループについて

「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」は、3,958億ドル(46兆7,416億円\*)を超える運用資産を有する、国際的、多角的、成長指向型の金融サービス組織です。グループの各企業は生命保険、年金、所得補償保険、長期介護保険、退職プランニング商品、信託業務、資金運用、その他金融商品・サービスを提供しています。

グループの中核となる生命保険会社マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは主要格付機関よりそれぞれトップレベルの格付けを付与されており、極めて強固な財務基盤を有する生命保険会社です。

(スタンダード&プアーズ:「AAA」、フィッチ:「AAA」、A.M.ベスト:「A++」、ムーディーズ:「Aa1」)

「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」は、マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーおよびその関係会社を指すマーケティング・ネームです。関係会社には、オープンハイマー・ファンド・インク、バブソン・キャピタル・マネジメント・LLC、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド、コーナーストーン・リアルエステート・アドバイザーズ・LLC、MML・インヴェスターズ・サービシーズ・インク、ザ・マスミューチュアル・トラスト・カンパニー・FSB、MML・ベイ・ステート・ライフ・インシュアランス・カンパニー、C.M.・ライフ・インシュアランス・カンパニー、マスミューチュアル・インターナショナル・LLCが含まれます。

マスミューチュアル・フィナンシャル・グループの URL: [www.massmutual.com](http://www.massmutual.com)

\*2005年12月末現在、1ドル=118.07円で換算

※上記の格付けは2006年10月末現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。